

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族一時金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成○年○月以降、A会社を含む複数の事業場において就労した。
- 2 被災者は、平成○年○月○日に死亡した。死亡診断書には、「直接死因：原発性肺がん（扁平上皮がん）」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして特別遺族一時金の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会的事实認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金は、決定書理由に説示のとおり、死亡労働者等の遺族であつて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし、死亡労働者等とは、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項及び第59条第1項）。そして、対象疾病として、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物、石綿によるじん肺症等、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。

(2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものと考えことから、以下検討する。

(3) 被災者に発症した疾病について、B医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「肺がん」と述べ、同年〇月〇日付け労働局石綿関連疾病協議会協議結果（以下「石綿協議会協議結果」という。）においては、「原発性肺がん（扁平上皮がん）」としている。

当審査会としても、被災者の疾病に関する各種検査結果から、石綿協議会協議結果は妥当であり、被災者に発症した疾病は、「原発性肺がん（扁平上皮がん）」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

また、胸膜プラークの有無について、B医師は、上記意見書において、「あり」と述べ、石綿協議会協議結果においても「胸部CT画像上、認められる。」とされていることから、当審査会においても、胸膜プラークが認められると判断する。

#### (4) 石綿ばく露作業への従事歴

ア 厚生年金の被保険者記録、A会社の労働者名簿写及び被災者の遺品にあった書面によれば、被災者は、①C会社、②D会社、③E鉄工所、④A会社、⑤F会社、⑥G会社の各社において就労していた。請求人は、②から⑥に加え、H会社においても、被災者が石綿ばく露作業に従事していたと主張している。

イ 請求人が、石綿ばく露の可能性が一番高いと主張したA会社において、被災者は、雑缶部で○リットル缶の製作業務への従事歴は認められるものの、決定書理由に説示するとおり、石綿製品の取扱いは認められず、機械、建屋についても石綿の存在は確認できないことから、被災者に石綿ばく露業務の従事歴があったとは認め難い。

ウ G会社においても、製造作業への従事歴は認められるものの、決定書理由)に説示するとおり、石綿製品の取扱いは認められず、機械、建屋についても石綿の存在は認められないことから、被災者に石綿ばく露業務の従事歴があったとは認め難い。

エ 上記アの③、⑤及びH会社については、決定書理由に説示するとおり、事業場に保管された労働者名簿に被災者の氏名は認められず、又は、書類の保存年限が経過して被災者の従事歴を確認することができず、②についても、被災者に石綿ばく露業務の従事歴があったとは認められない。

(5) よって、被災者には、本件疾病の発症が認められるものの、石綿ばく露作業への従事期間が確認できないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定基準の要件を満たさず、被災者に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(6) そのほか、請求人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。